

事 業 報 告

令 和 5 年 度

タイケン学園

令和5年度タイケン学園事業報告

1 法人の概要

- (1) 学校法人タイケン学園の沿革（別添）
- (2) 学校法人タイケン学園が設置する学校、学部、学科及び、収容定員等（別添）
- (3) 学校法人タイケン学園の役員（理事、監事）及び評議員について（別添）

2 法人の事業概要

(1) 資産総額変更

令和4年度学園決算に基づき資産総額変更申請を法務局に行い、結果を令和5年6月資産総額変更届として文部科学省に提出した。

(2) 学校法人タイケン学園の役員、評議員の新たな任期が令和4年5月から始まり5年度は2年目を迎えたが、令和6年度からは私立学校法の改正が行われ、特に各役員及び評議員に対する学園のコンプライアンス及びガバナンスの対応に視点を置いた寄附行為の見直しと改正が要求され、寄附行為変更を行う必要がある。

この改正は、令和元年、文部科学省から通知された「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について」（文科高518号、令和元年9月27日）に基づき、学校法人タイケン学園の寄附行為を大幅に改正するための寄附行為変更認可申請を文部科学省に行い認可を受けたが、この寄附行為変更の改正の主な点は次のとおりであった。

- ② 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備
- ②情報公開の充実
- ③中期的な計画の作成
- ③ 破綻処理手続きの円滑化

この寄附行為の変更に加えて今般の改正は、一連の私立学校におけるの役員等の職務及び責任の不適切な対応から生じた多くの問題に端を発した私立学校法の改正であることから当学園の各理事、評議員そして学園事務局も今回の改正に対する適切な対応について令和5年度は検討、研鑽を行い成果を得た。

(3) この寄附行為の変更認可に伴い施行する新寄附行為の規定に基づいた学園の諸規定類の見直し等も必要であり令和5年度から学園の諸規定類の見直し等の準備を行った。

(4) 茨城県に設置開校した日本ウェルネス高等学校の設置について、先に認可を受けた宮城県での全日制高等学校の設置の場合と同様、新たに学園内の施設等の整備が必要であったので実施したほか学則の一部をより教育効果を向上させるため変更を茨城県に対して申請を行った。

(5) 大学の校舎の補修等の他、令和3年度実施した大学2号館の体育館の耐震工事に引き続き実施した大学2号館のトレーニングルームの耐震補強、耐震工事を文部科学省の補助金を申請して工事を行った。本工事完了をもって大学本校すべての校舎、体育館の耐震工事を完了した。大学の付属設備である立科の寮、食堂についても令和5年度耐震診断を文部科学省の補助金を申請し診断を行った。

大学の施設、立科の施設については令和7年度以降順次バリアフリー化を計画しておりこれについても文部科学省に対して工事のための計画書を令和5年度提出した。

(7) 今後、大学の新規校舎及び学生寮等設置する予定で大学近郊の土地を数か所新たに取得、税務関係の処置を行った。

(8) その他の校舎移転、設置、及び開校を予定する学校の土地、建物（校舎等）取得のための調査、検討及び関係官庁との調整を行ったが特に5年度は大学他、各学校の学生のための学生寮を多く設置した。設置した学生寮は次のとおりである。

①日本ウエルネススポーツ大学男子学生寮

②日本ウエルネス高等学校（笠間校）男子及び女子学生寮

③日本ウエルネス高等学校長野校男子学生寮

他に、日本ウエルネススポーツ専門学校広島校の校舎建設を行った。

また、タイケン学園の総合グランド施設を、埼玉県嵐山町に整備するための建設等準備を行った。

(9) 日本ウェルネス歯科衛生専門学校歯科衛生専門課程国家試験100%合格を継続するための施設の充実を図った。

(10) 大学野球部の従来参加している首都リーグの他に新たに平成5年度に東京新リーグ、関甲信リーグの3リーグに大学の3チームが令和6年度から参加することが決まり野球部員の活躍が今後大いに期待できる。

3 財務関係 令和5年度収支決算書（資金収支決算書、事業活動収支決算書、貸借対照表等）（別添）

1 法人の概要

(1) 学校法人タイケン学園の沿革

法人の沿革	平成9年10月30日	学校法人タイケン学園寄附行為認可
平成9年10月30日	日本ウェルネススポーツ専門学校設置認可	
平成10年4月1日	日本ウェルネススポーツ専門学校開校	
平成14年3月3日	日本ペットアンドアニマル専門学校設置認可	
平成14年4月1日	日本ペットアンドアニマル専門学校開校	
平成16年1月16日	日本ベースボール・セキュリティ専門学校開校	
平成16年4月1日	日本ベースボール・セキュリティ専門学校設置認可	
平成16年12月24日	広島ウェルネススポーツ専門学校設置認可	
平成17年3月22日	日本医学院歯科衛生士専門学校	日本医学人タイケン学園運営
平成17年3月23日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校変更届	渋谷区から板橋区へ
平成17年4月1日	広島ウェルネススポーツ専門学校開校	
平成18年3月14日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校歯科衛生士養成所の変更承認	
平成18年3月24日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校名称変更及び学則変更承認	
平成18年3月29日	日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校設置認可	
平成18年4月1日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校名称変更及び3年課程へ変更	
平成18年4月1日	日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校開校	
平成19年4月1日	日本ベースボール・セキュリティ専門学校、日本ウェルネススポーツ専門学校新潟校へ名称変更	
平成19年4月1日	広島ウェルネススポーツ専門学校、日本ウェルネススポーツ専門学校広島校へ名称変更	
平成20年2月15日	広島兒童文化専門学校設置者変更	
平成21年7月21日	広島兒童文化専門学校廃止	

法人の沿革	平成23年3月30日	日本ウエルネススポーツボーッツ大学設置申請及び学校法人タイケン学園組織変更認可申請(第1次)
	平成23年6月30日	日本ウエルネススポーツボーッツ大学設置申請及び学校法人タイケン学園組織変更認可申請(第2次)
	平成23年10月24日	日本ウエルネススポーツボーッツ大学設置認可及び学校法人タイケン学園組織変更認可
	平成24年4月1日	日本ウエルネススポーツボーッツ大学開校
	平成24年4月1日	日本ウエルネス歯科衛生専門学校 夜間部開設
	平成28年4月1日	日本ウエルネススポーツボーッツ専門学校 教育・社会福祉専門課程 保育科開設
	平成29年4月1日	日本グローバル専門学校 商業ビジネス専門課程 國際ビジネス学科ⅠⅡ、國際言語ビジネス学科ⅠⅡ開設
	平成30年4月1日	日本ウエルネス長野高等学校 普通科 総合コース、特殊スポーツコース、グローバルコース開設
	平成31年4月1日	日本グローバルビジネス専門学校 商業ビジネス専門課程国際ビジネス学科ⅠⅡ、言語ビジネス学科ⅠⅡ、国際ビジネスマネージメント学科ⅠⅡ開設
	令和2年4月1日	日本ウエルネス宮城高等学校 普通科 進学コース、スポーツコース、グローバルコース 開設
	令和4年4月1日	日本ウエルネス高等学校 広域通信制課程 普通科 インターネットコース、進学コース、開設

2 学校法人タイケン学園設置校概要

法 人 の 称 名	学校法人タイケン学園			事務所の所在地			東京都板橋区成増一丁目12番19号
	学 校 名	学 部・学科・課程名等	開設年度	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収容定員	
日本ウェルネス スポーツ大学	スポーツプロモーション学部 スポーツプロモーション学科 (通信教育課程)	平成24年度	220名	60名(3年次)	1000名		
	(通学課程)	平成30年度	140名	5名(3年次)	570人	収容定員合計 880名	
日本ウェルネス スポーツ専門学校	社会体育専門課程 アスレチックトレーナー科 健康スポーツ科 チャイルドスポーツ科 スポーツビジネス専門課程 ウェルネスIT科A ウェルネスIT科B	平成10年度 平成10年度 平成19年度 平成21年度 平成21年度	40人 40人 37人 30人 30人	— — — — —	80人 80人 74人 60人 60人		
	動物管理専門課程 ペットビューティ・ケガ科 野生飼育科 水族館・ドルフィントレーナー科	平成14年度 平成14年度 平成14年度	40人 40人 40人	— — —	80人 80人 80人		
日本ウェルネス スポーツ専門学校 広島校	文化・教養専門課程 ウェルネスIT科 日本語科	平成22年度 平成23年度	40人 100人	— —	80人 100人		

学 校 名	学部・学科・課程名等	開設年度	入学定員	編入学定員	収容定員	備考
日本ウェルネス 歯科衛生専門学校	歯科衛生専門課程 歯科衛生士科 歯科衛生士科(夜間部)	平成18年度 平成24年度	40人 30人	— —	120人 90人	
日本ウェルネス スポーツ専門学校 北九州校	社会体育専門課程 競技スポーツ科 ウェルネスIT科	平成18年度 平成22年度	40人 30人	— —	80人 60人	
日本グローバル 専門学校	商業ビジネス専門課程 国際ビジネス学科ⅠⅡ部	平成29年度 平成29年度	78人 78人	— —	156人 156人	
日本ウェルネス長野 高等学校	全日制課程 普通科・総合コース 普通科・特殊スポーツコース 普通科・スポーツコース 普通科・グローバルコース	平成30年度 平成30年度	30人 10人 20人 20人	— — — —	90人 30人 60人 60人	
日本グローバル ビジネス専門学校	商業ビジネス専門課程 国際ビジネス学科ⅠⅡ部 言語・ビジネス学科ⅠⅡ部 ビジネススマネージメント学科ⅠⅡ部	平成31年度 平成31年度 平成31年度	80人 80人 80人	— — —	160人 160人 160人	
日本ウェルネス宮城 高等学校	全日制課程 普通科・進学コース 普通科・スポーツコース 普通科・グローバルコース	令和2年度	40人 40人 40人	— — —	120人 120人 120人	
日本ウェルネス 高等学校	広域通信制課程 普通科・インターネットコース 普通科・通信コース	令和4年度	600人	—	120人	

3 学校法人タイケン学園 役員					
役職名	氏名	専任条項	変更	年月日	
理事長	柴岡三千夫	5—2	重任	令和4年4月1日	
理事	柴岡信一郎	6 (1)	重任	令和4年4月1日	
理事	柴岡三千夫	6 (2)	重任	令和4年4月1日	
理事	渋井二三男	6 (2)	就任	令和4年4月1日	
理事	小野塚 栄作	6 (3)	重任	令和4年4月1日	
理事	秋山 哲朗	6 (3)	重任	令和4年4月1日	
監事	木村 茂	7	重任	令和4年4月1日	
監事	美斎津 忠也	7	重任	令和4年4月1日	
理 事					
(定数) (現員) (任期)					
5名 5名 4年					
監 事					
(定数) (現員) (任期)					
2名 2名 4年					
選 任 条 文					
5—2 理事長					
6 (1) 学長(日本ウェルネススポーツ大学) (1人)					
6 (2) 評議員(評議員会で選任) (2人)					
6 (3) 学識経験者(理事会で選任) (2人)					

・ 寄附行為関連規定条文

(理事の選任)

第6条 理事は、次に掲げる者とする。

(1) 日本ウェルネススポーツ大学の学長

(2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 2人

(3) 学識経験者(評議員である者を除く。)のうちから、理事会において選任した者 2人

2 前項第1号から第4号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする

学校法人タイケン学園評議員

選任区分	氏名	生年月日	主要経歴	住所
第23条 第1号	柴岡 三千夫	昭和25.8.24	学校法人タイケン学園理事長	
	柴岡信一郎	昭和52.3.10	日本ウェルネススポーツ大学学長 学校法人タイケン学園副理事長	
	渋井二三男	昭和21.2.3	日本ウェルネススポーツ大学教授	
第23条 第2号	柴岡 彰子	昭和60.9.21	学校法人タイケン学園理事長室長	
	坂本 希望	平成5.4.23	日本ウェルネススポーツ大学職員	
	岩田 忠久	昭和36.9.28	日本グローバルビジネス専門学校校長	
第23条 第3号	大川 浩子	昭和28.1.10	日本ウェルネス歯科衛生専門学校事務長	
	川瀬 明子	昭和58.11.23	日本ウェルネス高等学校職員 日本ウェルネススポーツ専門学校(平成16年3月卒業)	
	杉町 マハウ	昭和59.11.13	日本ウェルネススポーツ専門学校教員 日本ウェルネススポーツ専門学校(平成17年3月卒業)	
第23条 第3号	立花 俊一	昭和18.1.19	(株)ユニバーサルツーリスト代表取締役	
	大島 洋作	昭和35.6.8	大和工芸(株)社長	
	中村 敏男	昭和24.6.30	大和工芸(株)会長	
	阿久津和紀	昭和59.3.21	阿久津電工代表取締役	

第23条第1項 : この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 7人

第23条第2項 : この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者 2人

第23条第3項 : 学識経験者のうちから理事会において選任した者 4人

令 和 5 年 度

学校法人タイケン学園決算書類

- 1 資金収支計算書
- 2 事業活動収支計算書
- 3 貸借対照表

令和6年5月24日

監査報告書

学校法人 タイケン学園理事会 御中
学校法人 タイケン学園評議員会 御中

学校法人 タイケン学園
監事
監事

私たちは、私立学校法、私立学校振興助成法及び学校法人タイケン学園の寄附行為に基づき、学校法人タイケン学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における業務並びに財産の状況の監査を行った。

監査の結果、次のとおり報告します。

- (1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等）の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認める。
- (2) 業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和6年5月21日

学校法人 タイケン学園
理事 事会 御中

監査法人
東京都

代表社員 公認会計士
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部省告示第73号に基づき、学校法人タイケン学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の計算書類、すなわち資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人タイケン学園の令和6年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

他の記載内容は、平成27年3月30日付け文部省告示第73号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

法人名:学校法人タイケン学園
資金収支計算書
 令和5年4月1日から
 令和6年3月31日まで

＜総括表＞

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	2,189,560,000	2,189,700,379	▲ 140,379
手数料収入	50,520,000	50,532,199	▲ 12,199
寄付金収入	0	0	0
補助金収入	236,610,000	236,610,500	▲ 500
国庫補助金収入	81,160,000	81,160,200	▲ 200
地方公共団体補助金収入	155,450,000	155,450,300	▲ 300
資産売却収入	0	0	0
付随事業・収益事業収入	0	0	0
受取利息・配当金収入	230,000	233,750	▲ 3,750
雑収入	16,800,000	17,074,277	▲ 274,277
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	573,720,000	573,833,746	▲ 113,746
その他の収入	202,470,000	202,477,993	▲ 7,993
資金収入調整勘定	▲ 452,410,000	▲ 452,411,921	1,921
前年度繰越支払資金	2,939,311,930	2,939,311,930	0
収入の部合計	5,756,811,930	5,757,362,853	▲ 550,923
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	735,000,000	732,779,472	2,220,528
教育研究経費支出	536,340,000	532,580,542	3,759,458
管理経費支出	216,700,000	215,259,436	1,440,564
借入金等利息支出	200,000	169,930	30,070
借入金等返済支出	32,500,000	32,500,000	0
施設関係支出	341,000,000	339,410,511	1,589,489
設備関係支出	59,180,000	58,424,740	755,260
資産運用支出			0
その他の支出	182,400,000	181,780,826	619,174
[予備費]	0		
資金支出調整勘定	▲ 38,910,000	▲ 38,912,507	2,507
翌年度繰越支払資金	3,692,401,930	3,703,369,903	▲ 10,967,973
支出の部合計	5,756,811,930	5,757,362,853	▲ 550,923

法人名:学校法人タイケン学園

活動区分資金収支計算書

令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで

<総括表>

(単位 円)

	科 目	金 額
教育活動による資金収支	学生生徒等納付金収入	2,189,700,379
	手数料収入	50,532,199
	経常費等補助金収入	236,610,500
	教育活動資金収入計	2,493,917,355
支出	人件費支出	732,779,472
	教育研究経費支出	532,580,542
	調整勘定等	573,833,746
施設整備等活動による資金収支	科 目	金 額
	施設設備補助金収入	0
	施設整備等活動資金収入計	0
	施設関係支出	339,410,511
	設備関係支出	58,424,740
	施設整備等活動資金支出計	397,835,251
	差引	▲ 397,835,251
その他の活動による資金収支	調整勘定等	0
	施設整備等活動資金収支差額	▲ 397,835,251
その他の活動による資金収支	科 目	金 額
	借入金等収入	0
	小計	154,054,517
	受取利息・配当金収入	233,750
	その他の活動資金収入計	154,288,267
	借入金等返済支出	32,500,000
	小計	214,280,826
	借入金等利息支出	169,930
	調整勘定等	▲ 365,075,938
	支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)	764,057,973
前年度繰越支払資金		2,939,311,930
翌年度繰越支払資金		3,703,369,903

事業活動収支計算書
令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで

法人名:学校法人タイケン学園

<総括表>

		(単位 円)		
事業活動収入の部 教育活動収支	科 目	予 算	決 算	差 異
	学生生徒等納付金	2,189,560,000	2,189,700,379	▲ 140,379
	手数料	50,520,000	50,532,199	▲ 12,199
	寄付金	0	0	0
	経常費等補助金	236,610,000	236,610,500	▲ 500
	国庫補助金	81,160,000	81,160,200	▲ 200
	地方公共団体補助金	155,450,000	155,450,300	▲ 300
	付隨事業収入	0	0	0
	雑収入	16,800,000	17,074,277	▲ 274,277
	教育活動収入計	2,493,490,000	2,493,917,355	▲ 427,355
事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
	人件費	735,000,000	732,779,472	2,220,528
	教育研究経費	669,840,000	666,038,285	3,801,715
	管理経費	221,700,000	220,129,234	1,570,766
	徴収不能額等	0	0	0
	教育活動支出計	1,626,540,000	1,618,946,991	7,593,009
教育活動収支差額		866,950,000	874,970,364	▲ 8,020,364
教育活動外収支の部	科 目	予 算	決 算	差 異
	受取利息・配当金	230,000	233,750	▲ 3,750
	その他の教育活動外収入	0	0	0
	教育活動外収入計	230,000	233,750	▲ 3,750
事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
	借入金利息	200,000	169,930	30,070
	その他の教育活動外支出	0	0	0
	教育活動外支出計	200,000	169,930	30,070
教育活動外収支差額		30,000	63,820	▲ 33,820
経常収支差額		866,980,000	875,034,184	▲ 8,054,184
特別収支の部	科 目	予 算	決 算	差 異
	資産売却差額	▲ 680,000	▲ 676,800	▲ 32,000
	その他の特別収入	0	0	0
	特別収入計	▲ 680,000	▲ 676,800	▲ 32,000
事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
	資産処分差額	42,000,000	41,811,985	188,015
	その他の特別支出	0	0	0
	特別支出計	42,000,000	41,811,985	188,015
特別収支差額		▲ 48,800,000	▲ 48,579,985	▲ 220,015
〔予備費〕		0		
基本金組入前當年度収支差額		818,180,000	826,454,199	▲ 8,274,199
基本金組入額合計		▲ 399,000,000	▲ 398,314,521	▲ 685,479
當年度収支差額		419,180,000	428,139,678	▲ 8,959,678
前年度繰越収支差額		3,643,295,694	3,643,295,694	0
基本金取崩額		0	0	0
翌年度繰越収支差額		4,062,475,694	4,071,435,372	▲ 8,959,678
(参考)				
事業活動収入計		2,486,920,000	2,487,383,105	▲ 463,105
事業活動支出計		1,668,740,000	1,660,928,906	7,811,094

貸借対照表

法人名:学校法人タイケン学園

令和6年3月31日

<総括表>

(単位 円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	6,047,769,083	5,836,841,358	210,927,725
有形固定資産	6,043,440,083	5,833,192,358	210,247,725
特定資産	0	0	0
その他の固定資産	4,329,000	3,649,000	680,000
流動資産	3,752,869,803	3,001,574,652	751,295,151
資産の部合計	9,800,638,886	8,838,416,010	962,222,876
負債の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	0	2,500,000	▲ 2,500,000
流動負債	761,339,606	623,070,929	138,268,677
負債の部合計	761,339,606	625,570,929	135,768,677
純資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金			
第1号基本金	4,935,563,908	4,537,249,387	398,314,521
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金	32,300,000	32,300,000	0
繰越収支差額			
純資産の部合計	9,039,299,280	8,212,845,081	826,454,199
負債及び純資産の部合計	9,800,638,886	8,838,416,010	962,222,876

財産目録

科 目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
(1) 現金預金		3,703,369,903
普通預金	1,749,993,542	
定期預金	1,681,547,049	
定期積金	265,500,000	
現金	6,329,312	
(2) その他の流動資産		49,499,900
未収入金	13,339,246	
立替金	30,859,654	
	5,301,000	
流動資産計		3,752,869,803
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
土 地	2,792,291,246	
建 物	2,912,802,276	
構築物	184,413,723	
教育研究用機器等	79,710,938	
管理用機器等	11,684,420	
建物付属設備	1,462,439	
図 書	25,864,151	
車 輛	35,210,890	6,043,440,083
(2) その他の固定資産		
施設利用権	2,136,000	
敷金・保証金	2,093,000	
出資金	100,000	4,329,000
固定資産計		6,047,769,083
資産の部計		9,800,638,886
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 前受金		
前受金	573,833,746	573,833,746
(2) 預り金、その他流動負債		
短期借入金	0	
未払金	85,067,783	
預り金	102,438,077	187,505,860
流動負債計		761,339,606
2 固定負債		
長期借入金	0	0
固定負債計		0
負債の部計		761,339,606
正味財産		9,039,299,280